

## 厚生年金保険法の改正に伴う 政省令等の改正案の概要について

対象先

DB年金

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

### ポイント

- 政省令等の改正案の概要が提示され、事前に基金関係者から意見を募るもの（意見提出期限：10月9日 午後2時まで）とされた。
- 法定のパブリックコメント手続きは11月を予定。
- 平成25年度企業年金制度改正説明会における配布資料およびFAQから特段大きな変更点はなかった。

### 政省令等の改正案の概要で新たに判明した内容(主なもの)

項目	内容
改正法の施行期日	平成26年4月1日(政令で定める日とされていたもの)
存続基金に関する事項	
給付減額時の プラスアルファ水準の 下限引上げ	平成26年10月1日から適用(以下を除いて、下限3割に引上げ) ・解散計画又は代行返上計画を提出した基金:1割のまま ・平成26年10月1日時点で3割未満の基金:平成26年10月1日時点の水準 存続志向基金(=解散計画又は代行返上計画の未提出基金)は、平成26年10月1日以降にプラスアルファ水準が3割を下回る減額は実施できない
モニタリング強化	以下のモニタリング強化を実施 継続的な財政診断の変更(平成31年4月1日以降) 四半期毎に実施している財政診断について、年1回程度、業務委託先に所属しない年金数理人に行わせる 業務報告書の追加【その1】(平成26年4月1日以降) 提出日の属する月の4~6ヶ月前の月末時点における最低責任準備金と純資産額を報告 (例)平成26年第1四半期の場合(平成26年7月15日提出期限) 平成26年1月末、2月末、3月末の各時点の値を報告 業務報告書の追加【その2】(平成31年4月1日以降) 四半期ごとに母体企業の経営状況に関する事項を厚生労働大臣に報告

項目	内容
回復計画の適用延長	回復計画による掛金設定は平成28年度決算までの経過措置とされていたが、当分の間使用できる措置に変更された
解散・代行返上に関する事項	
解散計画及び代行返上計画の基準	<p>計画作成に当たっては、以下の基準をいずれも満たす必要がある積立水準</p> <p>【代行割れでない基金】</p> <p>原則として、「最低責任準備金」「責任準備金」「最低積立基準額」のいずれかに対する積立水準が低下しないこと</p> <p>【代行割れ基金】</p> <p>次のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低責任準備金に対する積立水準が低下しない</li> <li>・ 最低責任準備金から純資産額を控除した額が拡大しない</li> </ul> <p>掛金水準</p> <p>原則として、規約上の総掛金率が計画作成前と比較して低下しないこと</p>
解散計画及び代行返上計画における財政見通しの前提	<p>計画作成時の利回り前提等については以下の通り(既存の回復計画と同様)</p> <p>最低責任準備金の予測に用いる利回り( )</p> <p>厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り</p> <p>基金の年金資産の見通しに用いる利回り( )</p> <p>以下のいずれか大きい率を上回らない利率(各年度ごとに丈比べ可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金運用利回りの過去5事業年度の実績平均利回り</li> <li>・ 計画作成時の最低積立基準額算定用の予定利率</li> <li>・ 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り</li> </ul> <p>加入員数の見込み</p> <p>過去5事業年度の実績を用いて適切に見込む</p> <p>( ) 直前の財政検証の翌事業年度については、提出時の直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは可</p>
解散計画及び代行返上計画の変更	<p>例えば以下のいずれかに該当し、計画上の積立目標の達成が困難と見込まれるに至った場合は、計画変更が求められる</p> <p>計画前提が著しく異なるに至った場合</p> <p>その後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合</p> <p>計画に基づく措置を講ずることが困難な状況が生じた場合</p> <p>設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合</p>
分割納付時の納付計画の変更申請手続き	<p>代行割れ基金が特例解散(分割納付特例適用)申請時に、設立事業所が10年以上の納付猶予を希望する場合には、当初の10年以内の納付計画の承認申請と同時に納付計画の変更を申請することが可能</p> <p>その場合、以下書類の添付が必要</p> <p>10年以内で納付することができないやむを得ない理由の根拠となる書類</p> <p>猶予期間15年(認定基金の場合は30年)以内の納付計画</p> <p>(注) 特例解散の承認・認定、納付計画の変更承認等については第三者委員会の意見を聴いたうえで実施される</p>

項目	内容																								
解散計画及び代行返上計画提出先の平成26年4月の掛金変更対応	計画提出先については、平成25年3月31日を基準日とした財政計算(財政再計算又は財政検証抵触に伴う変更計算)に係る掛金対応は行わず、計画の実施に代えることができる																								
<b>確定給付企業年金(DB)制度への移行に関する事項</b>																									
存続厚生年金基金から移行したDB( )の掛金算定の特例	<p>特別掛金の予定償却期間 移行部分の過去勤務債務については、最長30年償却が可能(通常は最長:20年)</p> <p>特別掛金の償却割合(「定率償却」を適用する場合) 下限償却割合を、 「10%+年数(平成26年4月～残余財産交付等まで:端数切捨)×0.5%」 とすることが可能 (通常は下限償却割合:15%)</p> <p>許容繰越不足金(標準掛金額の予想額の現価をもと計算する場合) 「30年-(平成26年4月～残余財産交付等まで:端数切捨)年」分の標準掛金額をもとに計算することが可能 (通常は20年分)</p>																								
存続厚生年金基金から移行したDB( )が非継続基準に抵触した場合の掛金算定の特例	<p>積立比率による掛金設定をする場合 積立不足の償却額の下限を段階的に緩和(下図ご参照)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">積立比率(純資産額/最低積立基準額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>...</th> <th>H36年度<sup>2</sup>~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0<sup>1</sup></td> <td><math>\times \frac{1}{25}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{24}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{23}</math></td> <td>...</td> <td><math>\times \frac{1}{15}</math></td> </tr> <tr> <td>0.9</td> <td><math>\times \frac{1}{20}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{19}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{18}</math></td> <td>...</td> <td><math>\times \frac{1}{10}</math></td> </tr> <tr> <td>0.8</td> <td><math>\times \frac{1}{15}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{14}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{13}</math></td> <td>...</td> <td><math>\times \frac{1}{5}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 H25.3.31～H26.3.30決算基準日:0.92、H26.3.31～H27.3.30決算基準日:0.94、H27.3.31～H28.3.30決算基準日:0.96、H28.3.31～H29.3.30決算基準日:0.98、H29.3.31以降決算基準日:1.0 2 財政検証の基準日。一般的な年度なのかDBの決算年度なのかは不詳</p> </div> <p>平成36年度以降決算基準日における掛金算定においては、現行係数と同様になる</p> <p>積立水準の回復計画による掛金設定をする場合 以下の決算基準日に応じた年数で計画を作成することが可能(現行7年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成34年3月30日までの決算:10年</li> <li>・平成34年3月31日から平成35年3月30日までの決算:9年</li> <li>・平成35年3月31日から平成36年3月30日までの決算:8年</li> <li>・平成36年3月31日からの決算:7年</li> </ul> <p>(注)回復計画による掛金設定は平成30年3月30日までの経過措置とされていたが、当分の間使用できる措置に変更された</p>		H26年度	H27年度	H28年度	...	H36年度 <sup>2</sup> ~	1.0 <sup>1</sup>	$\times \frac{1}{25}$	$\times \frac{1}{24}$	$\times \frac{1}{23}$	...	$\times \frac{1}{15}$	0.9	$\times \frac{1}{20}$	$\times \frac{1}{19}$	$\times \frac{1}{18}$	...	$\times \frac{1}{10}$	0.8	$\times \frac{1}{15}$	$\times \frac{1}{14}$	$\times \frac{1}{13}$	...	$\times \frac{1}{5}$
	H26年度	H27年度	H28年度	...	H36年度 <sup>2</sup> ~																				
1.0 <sup>1</sup>	$\times \frac{1}{25}$	$\times \frac{1}{24}$	$\times \frac{1}{23}$	...	$\times \frac{1}{15}$																				
0.9	$\times \frac{1}{20}$	$\times \frac{1}{19}$	$\times \frac{1}{18}$	...	$\times \frac{1}{10}$																				
0.8	$\times \frac{1}{15}$	$\times \frac{1}{14}$	$\times \frac{1}{13}$	...	$\times \frac{1}{5}$																				

( )以下のいずれの場合にも適用可

- ・ 代行返上してDBに移行
- ・ 解散後に残余財産を事業所毎に既存又は新設DBに移換する場合
- ・ 解散後に新設DBを実施する場合